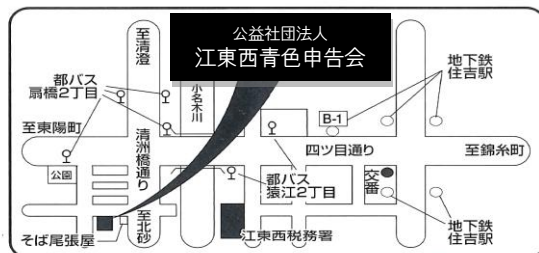


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<http://nishiohara.sakura.ne.jp/>



固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の 3 つの軽減措置について、**平成 28 年度も継続する**こととしましたので、お知らせします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
 2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
 3. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置
- なお、3 つの軽減措置の概要は、以下のとおりです。

固定資産税等の軽減措置の概要

対象	経緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 (面積 200 平方メートルまでの部分)	創設 昭和 63 年度 目的 都民の定住確保 地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税 2 分の 1
小規模非住宅用地 (面積 400 平方メートル以下の土地のうち 200 平方メートルまでの部分)	創設 平成 14 年度 目的 過重な負担の緩和 中小企業の支援	固定資産税、都市計画税 2 割
商業地等 (負担水準が 65% を超える商業地等)	創設 平成 17 年度 目的 負担水準の不均衡を是正 過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税 負担水準 65% に相当する 税額まで軽減

※対象は 23 区内の土地です。

「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」については、平成 28 年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

問い合わせ先 主税局税制部税制課 電話 03-5388-2949

これら 3 つの軽減措置の実現により、約 625 億円の税負担が軽減されます。
陳情ハガキ運動のご協力ありがとうございました。青色申告会は、
これからも会員の皆様のための税制に関する要望運動を展開してまいります。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています



下期反省会

今年度も残り僅かとなりました。今年度青年部を盛り上げて頂きました皆様と一緒に反省会をしたいと考えています。

会場の都合により先着30名様とさせて頂きますが、多数の参加をお待ちします。

日時：3月30日（水）18：30～
場所：虎 門前仲町店
江東区門前仲町1-13-6
会費：3,000円
申込み：事務局までお願いします

虎(フウ)
門前仲町店



第4回正副部長会議 兼 事業委員会

3月23日（水）18：30～
古石場文化センター

- 議題
- ① 来期・上期の青年部活動の検討
 - ② 青年部・総会日程の確認
 - ③ 3月30日の反省会の確認
 - ④ その他



新年賀詞交歓会

1月19日（火）18：00～
古石場文化センター

平成28年1月19日、古石場文化センターにて公益社団法人江東西青色申告会新年賀詞交歓会を恙無く行われました。

開催にあたり、会長 福與公秀より年頭の挨拶を貰い、江東西税務署署長 高橋淳子様、東京都江東都税事務所所長 木下誠様、江東区長 山崎孝明様よりご祝辞を頂きました。懇親会中には、自由民主党 衆議院議員 秋元司様、維新の党 衆議院議員 柿沢未途様、江東区議会議員 維新の党 鈴木清人様よりご挨拶を頂き、大変活発な交流が行われました。

スケジュール

2月16日（火）～3月15日（火）
確定申告

3月

23日（水） 第4回正副部長会議 兼 事業委員会
18：30～ 古石場文化センター

30日（水） 下期反省会
18：30～ 虎 門前仲町店

電話でのお申込みお問い合わせ

公益社団法人 江東西青色申告会
03-3649-4178
又は 青年部 副部長 和泉 090-5551-5397

青年部からのお知らせ

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及、街の発展に役立つ企画をしてみませんか。
一緒に行事・勉強会をつくり上げる人を募集しています。
質問でも構いません。一度ご連絡ください。

各会議・行事 ご報告

1月5日(火) 三役会(会長:福與公秀)

1月19日に開催される新年賀詞交歓会の運営について協議が行われました。また、次回理事会の議題を決定しました。

1月19日(火) 新年賀詞交歓会及び65周年記念式典

古石場文化センターにおいて、新年賀詞交歓会および、当会が創立65周年を迎えたことを記念し、あわせて式典を開催いたしました。当日は関係各所よりご来賓をお招きし、新年を祝いました。

また会員による舞踊の披露や65周年の歩みを振り返るなどの催しがあり盛会裏に終了いたしました。

1月22日(金) 理事会(会長:福與公秀)

総会までのスケジュール確認と、新部創設について議論が行われ継続審議となりました。また確定申告期の広報活動と不動産所得者における準会員制度についても審議が行われました。来期は役員改選期であるため理事候補者の決議が行われ、全会一致で承認されました。

これからの予定

2月

2(火)三役会
5(金)青色コーナー運営委員会

8(月)国税局青色コーナー内覧会

16(火)所得税の確定申告書受付開始

(火)理事会

3月

1(火)三役会

15(火)所得税の確定申告書提出・納付期限

(水)創立記念日

16(木)消費税の申告相談開始

(火)三役会

22(水)青年部正副部長会議・事業委員会

(木)理事会

30(水)青年部下期反省会

31(木)消費税の確定申告書提出納付期限 年度末

事務局からのお知らせ

◆◆

3月号の会報はお休みさせていただきます。
3月16日(水)は、創立記念日のためお休みさせていただきます。

◆

毎年5月号の会報には、総会資料とともに総会出欠ハガキをお入れしております。

総会に出席ができない方は、5月号同封のハガキにて委任状をご提出ください。

ご提出がないと総会が成立いたしませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな...

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。

掛金は
全額所得
控除

1

加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2

将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金を
受け取れます。

3

現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

①	社会保険料控除
②	小規模企業共済等掛金控除
③	生命保険料控除
④	

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室

TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

小規模企業共済

検索

ご存知ですか？

～記帳・帳簿等の保存制度～

複式簿記および簡易帳簿は次の帳簿に記帳し、一定期間保存する必要があります。決算が終了したら再度確認しましょう。

【帳簿書類および保存期間】

区 分		帳簿書類の具体例	保存期間
帳 簿	複式簿記	仕訳帳、総勘定元帳など	7 年
	簡易帳簿	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	
決算関係書類		青色申告決算書、棚卸表など	7 年
現金・預金関係書類		領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など	7 年
その他の書類		納品書、請求書、送り状、見積書、契約書、領収書控えなど	5 年

帳簿書類の電子データ保存の申請

青色申告者が備え付ける帳簿書類は一定期間保存する必要がありますが、納税者の事務負担やコスト負担の軽減をはかるため、電子データにより保存することができる制度（電子帳簿保存法）があります。

この制度の適用を受けることで、会計ソフトで作成した帳簿（仕訳帳や総勘定元帳等）や書類（損益計算書や貸借対照表等）を紙に印刷することなくデータの形で保存したり、取引先から入手した請求書等一定の紙の書類をスキャナにより読み取り電子データで保存したり（以下、**スキャナ保存**）することができます。

この制度の適用を受ける場合は、下記書類を提出する必要があります。

国税関係帳簿の電磁的記録等による 保存等の承認申請書（帳簿）	承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日まで
国税関係書類の電磁的記録等による 保存の承認申請書（書類）	承認を受けようとする国税関係書類の保存を電磁的記録等の 保存をもって代える日の 3 か月前の日まで
国税関係書類の電磁的記録等による スキャナ保存の承認申請書	承認を受けようとする国税関係書類の保存をスキャナ保存を もって代える日の 3 か月前の日まで